

国大協企画第75号
平成22年6月25日

文部科学省初等中等教育局参事官

岩本 健吾 殿

社団法人国立大学協会

大学評価委員会委員長 山田 信博

学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕(案)について(意見提出)

平成22年6月7日付けで依頼のあった標記について、別添のとおり提出します。

学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕に対する意見

社団法人国立大学協会
大 学 評 価 委 員 会

(1) 第三者評価を導入することにより、学校運営の改善や、教育水準の向上につながるという趣旨は賛同できる。しかし、自己評価、学校評議員制度、学校関係者評価などとの関係性が整理されないまま、第三者評価を求めることは、学校の事務負担を増すだけとならないか危惧される。

特に、特別支援学校においては、幼児・児童・生徒の障害に応じた多様な支援を行っており、第三者評価を導入するためには、その特殊性や現在の評価システム・体制に配慮した慎重な検討が必要である。

(2) 第三者評価の評価者については、「学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者」を想定しているが、当該知識を有するもので、かつ、当該学校の実態を十分に理解した評価者を確保するには相当な困難が生じるのではないか危惧される。

また、「例えば中学校区単位などの、一定の地域内の複数の学校が協力して、互いの学校の教職員を第三者評価の評価者として評価を行う」と記されているが、教職員には互いの学校を評価するに足るだけのヒアリングをするゆとりがないのが現状ではないであろうか。

(3) 本ガイドラインでの「第三者評価」の定義について、これまで高等教育で定義されているものと異なる。本ガイドラインの第三者評価の定義は、高等教育においては「外部評価」に分類されるものと判断され、定義が高等教育と初等中等教育で異なるのは望ましくなく、再度検討されたい。

【参 考】

<評価の分類>

自己評価

評価の対象となっている者が、自ら評価者となって実施する評価を指す。例えば、研究活動を行っている機関がその内部において機関の実績を評価することや、研究施策を実施している府省自身がその必要性や効果を自ら評価することなどが該当する。

外部評価

評価の対象となっている者が、評価対象以外の評価者を自ら選定して実施する評価を指す。評価方法や評価基準も評価対象者が設定する場合が多い。例えば、研究機関において当該機関以外に所属する外部者を自ら選定して評価委員会やアドバイザリー委員会を設置して評価を実施する場合や、府省において自己が推進する事業や施策等の評価のために自ら評価委員会や審議会を設置して評価を実施する場合が該当する。

第三者評価

評価の対象となっている者以外の第三者が、評価者を選定して実施する評価を指す。ほとんどの場合には、評価方法や評価基準も第三者によって設定される。大学評価の場合には、独立行政法人である大学評価・学位授与機構が実施する国立大学法人の教育・研究評価や、複数の独立の評価機関によって実施されている認証評価が該当する。

日本学術会議 研究評価の在り方検討委員会：対外報告
「我が国における研究評価の現状とその在り方について」
(平成20年2月26日) 9ページより抜粋